

慶應義塾大学法学研究科公法学専攻
博士課程 2 年
李侑娜(りゆうな)

かめのり大学院留学アジア奨学生
月次報告レポート
(2017 年 10 月)

● 研究について

テーマ: 中国立法69年の歴史—立法法制定及び改正を中心に(2)

第二段階: 1957 年—1978 年 挫折と失敗の 20 年

人治思想が濃厚な時代: 文化大革命時期に入り、立法権限、立法体制、立法体系すべてが混乱な状況になってきた。そして、法治と民主は徹底的に無視され、人治思想による政権建設の時代になってきた。これは毛沢東の会議発言でもわかるようになる。1958 年 8 月協作区主任会議で彼は以下のように述べる。「法律は中国のような人口が多い国で、人々を統治するのに適切なものではない。民法刑法、確かに必要かもしれないけど、長い条文、誰が覚えられるのか、私は憲法の制定に参加したものの、憲法の内容をあまり覚えてない。たくさんの制度、法令、それに基づいて、社会秩序を維持することはできない。我が国の大事なことはほぼ我々が会議で決めるものだ。つまり我々の考えが大事だ。これは悪いことではない。儒教は人治、韓非子は法治を言っているのではないか、どれが正しいかは言い難い。法律はあくまで参考程度にすれば良い。」

実際、1957—1976 年まで全国人大は「1958 年から 1967 年までの全国農業発展綱要」「1975 年憲法」以外制定した法律はゼロ、全国人大常務委員会が制定した条例、方法はトータルで 10 個である。基本として思われる法律さえ制定されてない。本来であれば「刑法」「民法」「刑事訴訟法」「民事訴訟法」「労働法」「土地法」こう言った基本法はこの時期に既に制定されていたはずである。

それから、立法権を有しない国務院は頻繁な立法活動を行い、たくさんの「規範性分件」を発表する。そして「中華人民共和国国家法規編集」に記録されている。つまり国家法規として扱われていたのである。

第三段階: 1978 年—2000 年 ターニングポイント

1978 年党の十一期三中全会にて、「人民民主を保障するため、社会主義法制を強化し、法律の安定性、連続性を保ち、依拠できる法律を制定し、立法作業をこれからの重要任務とする」と宣言する。

1978 年「憲法」、「刑法」「刑事訴訟法」「地方組織法」「人大選挙法」「法院(裁判所)組織法」「検察院組織法」「中外合資経営企業法」7大法律が制定される。

1979年「地方組織法」—地方立法権復活

1982年「憲法」—全国人大、常務委員会、国務院の立法権限を明確にする。

1982年 1986年 2回に渡り「地方組織法」の改正—地方の立法権限の拡大—比較的大きい市。

香港、マカオの返還—特別行政区も自治立法権を有するようになる。

県級以上の人大は常務委員会を設立する。専門委員会と事務機関の設立。

1999年まで、制定、改正された法律 371、行政法規 840、地方性法規 7000 以上、行政規章 30000 以上。

現在中国における法体系がこの時期に基本完成された—憲法、行政法、民商法、経済法、社会法、環境法、刑法など。特徴は経済関連法律が圧倒的に多数。

2000年立法法の制定により、立法権限の分配がはっきりとされる。

全人大または全人大常務委員会：国家の基本的な政治、経済、法律の各制度に関する重大事項について、法律(狭義の「法律」)を制定する。中央官庁、地方人大とその常務委員会、地方政府：上位法律の執行、または職権範囲の業務の遂行のため、「行政法規」「地方法規」「部門ないし地方規章」を制定することができる。

授権立法：国務院は、全人大ないし常務委から、目的と範囲が明確化された授権があった場合に限り、本来法律で定めるべき事項について、行政法規を法律よりも先に制定することができる。犯罪、刑罰、人身の自由の制限、処罰などに関する事項は、授権立法の範囲外とされている。

法律を制定する条件が熟したら速やかに法律を制定しなければならない。

授権を受けた機関がその権力をほかの機関に再授権することはできない。

そして、明確な立法手順が制定される。

- ① 委員長会議、国務院などによる法律案の提出
- ② 委員長会議において、常務委員会の会議議事日程に組入れるかどうかを決定する。(或いは、先に関連専門委員会に送って審議させ報告書を提出させてから、常務委員会の会議議事日程に組入れるかどうかを決定する。)
- ③ 常務委員会会議において、その法律案を3回審議する。
- ④ 表決(常務委員会全メンバーの過半数で可決)
- ⑤ 可決された法律は国家主席が署名し、「主席令」として公布する。

法律法規の適用関係(効力関係)についても規定される。

① 効力の等級関係：高い順に、憲法 法律行政法規 地方性法規 規章の順である。上位法は下位法に優先する。

② 特別法は一般法より優先され、新法は旧法より優先される。また、法律効力は遡及されない。

報告、裁定、取消などに関する制度について

① 行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例は、全人大常務委員会と国務院に報告保存される。規章は、国務院と地方人大常務委員会に報告し保存される。

② 裁定制度：法規または規章において、不一致や矛盾がある場合、常務委員会または国務院ないし制定機関が裁定を行う。

③ 法律、法規、規章において、越権など違法がある場合は、原則として上級の立法機関によって下位機関の制定した法律法規規章を変更、取り消すことができる。